

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」(フリーランス新法)に係る検討会における意見表明

協同組合日本イラストレーション協会 代表理事 訾田哲朗

組織概要

►2008年10月設立、経済産業大臣認可の事業協同組合。組合員は、イラストレーター、デザイナーなどイラストレーション作品の制作を行うクリエイター約3,500名により構成され、そのうち98%以上が個人事業者である。

業界の取引概要・特性

►「フリーランス」の定義は広範囲で曖昧である。例えば、配達員とクリエイターでは仕事の流れや内容が全く異なるものであることに留意いただきたい。

►フリーランスのクリエイターに関しては、基本的に多重下請構造の中で仕事を行っていることが多いが、「受注者」と「発注者」の両方の機能を有している。

►例えば、フリーランス同士で仕事を融通しあい、分業や協働の一環で他者に発注することは日常的である。個々のクリエイターの得意分野をマッチング・ディレクションすることを専業とする者もいる。

►アシスタントを雇っている漫画家等もいれば、法人化する人もいる。

►映画やウェブ制作における特有の事情として、秘密保持を理由にフリーランスを一度雇用する（される）ケースもあり、フリーランスと雇用の間の敷居が低いジャンルもある。

►仕事の単価は100円～1万円のものから、数百万円以上のものまで幅がある。

►コンテンツや仕事の受発注を取り扱う中間事業者等（マッチングサイト）からの受注は、比較的安価で単発の取引が主体である。一方、特定の取引先を確保しており継続受注が見込まれる場合や、適宜高単価の依頼を得ている場合、マッチングサイトの利用率は低い傾向にある（端境期に利用するケースはある）。

►ここ数年、下請法に関しては、その遵守が定着し、取引慣行の適正化が進展している。下請法については、未だにその適用範囲を知らない受注者が散見されることから、周知徹底にあたっては、国等に加えて、日頃から接点のあるマッチング事業者・中間事業者等による取り組み強化にも期待している。

►例えば、仕事の中盤から後半になってきて初めて納品日を決めるようなこともあります、請負業務契約書には「話し合いをしながら仕様を定めていきましょう」といった趣旨の事項のみを定め、作業途中で見積を取り直すなどしながら報酬を決定することもある。

①3条に關係する実態・意見

►一方的な契約変更や解除がなされないために「契約変更」「契約解除」を明示すべき。

►契約締結においては、一方的ではなく双方協議により成立させる意識の徹底をお願いしたい。

►フリーランス自らが受注者にも発注者にもなりうることから、安価、小規模な案件は、双方合意のもと、SNS等を用いた簡易なやり取りで足りるようになります。

②5条に關係する実態・意見

►プロジェクト単位の契約においては、中締めで報酬が支払われるパターンもあれば、半年くらい一切報酬が支払われないパターンもあり、双方合意によるふり幅が大きい。

►フリーランスへの発注控えにつながらないことが最も重要である。1回数日、1～3か月程度の短期的な請負契約の受注機会を減らすことがないようにしていただくとともに、それを超える長期案件については安心して取り組めるようなものとしていただきたい。